

静岡県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年12月6日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 解除に係る保安林の所在場所
掛川市国安字同所新田3151の200
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅